

会 議 録

| | |
|----------|---|
| 会議の名称 | 平成26年度 第2回 所沢市成年後見制度推進検討委員会 |
| 開催日時 | 平成27年 2月12日(木) 15時00分 ~ 16時45分 |
| 開催場所 | 市役所高層棟4階 401会議室 |
| 出席者の氏名 | 渡辺 富士夫(委員長)、田中 満枝(副委員長)、近藤 宏一、原 紘一、 秋田 純子、安藤 泰子、池田 弘、磯野 尊治、市来 広美、 黛 浩一郎、原口 紀子 |
| 欠席者の氏名 | 玉川 明男、池田 隆人、仲 法寛 |
| 説明者の職・氏名 | |
| 議 題 | (1) 成年後見制度の周知について (2) 市民後見人の養成について (3) その他 |
| 会議資料 | 【配布資料】 資料1 成年後見制度推進に係る進捗管理表 資料2 所沢市成年後見制度推進検討委員会スケジュール(案) |
| 担当部課名 | 福祉部 福祉総務課 電話04(2998)9113 福祉総務課課長 北田 裕司、福祉総務課主査 佐藤 尊之 福祉総務課主査 加藤 栄一、福祉総務課主任 石平 貴浩 |

| 発言者 | 審議の内容（審議経過・決定事項等） |
|-----------------------|--|
| <p>事務局 （加藤主査）</p> | <p><u>1. 開 会</u> 開会を宣言した。</p> <p>会議の運営方法に関して 会議の公開・非公開、会議録の記録方式、会議録の確定について、それぞれ、全委員の承認に基づき、下記のとおり決定した。</p> <p>会議の公開・非公開について（原則、公開とする） 会議録の記録方式について（発言者名は公開とし、要約方式で記録する） 会議録の確定について（委員長に署名・承認を得て、確定する）</p> <p>会議に関する説明・資料の確認 下記事項の説明を行い、その後、資料の確認を行った。 ・会議の終了予定時刻（16時30分） ・本日の委員会における委員・事務局以外の参加者（傍聴者1名、報道機関0名）</p> |
| <p>事務局 （石平主任）</p> | <p><u>2. 議 題</u> <u>（1）成年後見制度の周知について</u> 事務局より、資料1を用いて、前回委員会にて出された課題等の振り返りを行った。</p> <p>以下、質疑等</p> |
| <p>渡辺委員長</p> | <p>前回の審議内容について事務局からおさらいがあったが、成年後見制度の周知について、掘り下げた意見はあるか。（特になし。）</p> |
| <p>渡辺委員長</p> | <p>事務局の説明を了承したということによろしいでしょうか。 （全委員了承）</p> |
| <p>事務局 （佐藤主査）</p> | <p><u>（2）市民後見人の養成について</u> まず、（仮称）所沢市こどもと福祉の未来館における「（仮称）成年後見センター」の構想について説明した後、市民後見人の養成講座の進め方について資料2に基づいて説明を行った。</p> <p>以下、質疑等</p> |

| | |
|---------------|---|
| 秋田委員 | 平成28年度の未来館オープンに向けて成年後見センターの内容を調整中という説明が事務局からあったが、現時点で成年後見制度の利用支援を集中的に担う部署はあるか。また、来年度からできる部分始める動きはあるか。 |
| 事務局 (佐藤主査) | 相談窓口は、例えば、高齢者に関しては高齢者支援課や地域包括支援センターで相談を受けていたり、生活困窮の相談に関しては来年度から相談窓口を設けたりするが、世帯に関する複合的な相談対応を未来館において実施する予定である。また、平成28年度の未来館のオープンを待たずに、できる部分として市民後見人の養成を開始したい。 |
| 渡辺委員長 | 養成講座について、募集の段階で市民後見人になるための資格等を定めた募集要項をいつ作るのか。 |
| 事務局 (佐藤主査) | まずは、国のカリキュラム等を参考に講座の開講期間や募集人数を検討した上で、募集要項についても来年度前半のうちに決めたい。 |
| 渡辺委員長 | 現在の予定では、受講生全員が市民後見人として活躍することが前提なのか、それとも、養成期間中にある程度受講者を選別するのか。 |
| 事務局 (佐藤主査) | 平成27年度に基礎研修、平成28年度に実務を含めた実践研修を受講してはじめてカリキュラムが完結するイメージを持っている。養成講座修了生の活動の受け皿についても、過去の会議において課題として挙げられていたが、一連の研修は28年度までで考えている。 |
| 渡辺委員長 | 最終受講生には修了証を交付するなどして、その後に市民後見人として活動するか否か予め選別せずに養成を始めるという考えか。 |
| 事務局 (佐藤主査) | 基礎研修で大勢の応募者があった場合、全員を受け入れるのは難しくなってしまう。そのため、他市の例を見ても、基礎研修の募集前にオリエンテーション等を行ってから受講生を募集していることから、段階的な受講生の受付は必要だと考える。また、基礎研修から実践研修への移行の際にも人数的な制約は出てくると思われる。 |
| 渡辺委員長 | 現状では、基礎研修は門戸を広く設定し、実践研修修了まで養成を進めて行く方針のようだが、募集の段階で要件を定めるということは考えていないのか。 |
| 事務局 (佐藤主査) | その点についても、具体的な所沢市版養成講座の内容が決まっていないため、委員会の意見を頂きながら検討したい。 |

| | |
|---------------|--|
| 渡辺委員長 | 個人的には、入口（基礎研修の募集）の部分が重要と考える。「市民後見人になりたい」ということでなく、中には「講義を受講してみたい」という興味がある人もいると思うので、どこまでの範囲の人を許容し、市民後見人としての適格性を誰がどのように判断し、どのような要件と基準が必要か、当委員会で意見を出したい。 |
| 事務局 （佐藤主査） | 念頭に置くべき事項等あれば、それら意見を反映させたい。 |
| 渡辺委員長 | 市民後見人が最終的に実際に活躍してもらうために、養成講座のプロセス内で選別するのか、最初の段階で受講者に一定の要件を設けるかを検討しなければならない。例えば、学生や元気な高齢者、市民後見人になるつもりはないが受講はしてみたい人など、どの程度の範囲の人を受講対象とするかスキームを持っていないと先行きが不安である。 |
| 原口委員 | 何人程度を市民後見人候補者の段階まで養成するかという計画はあるか。市民後見人になりたい人向けの養成講座と、成年後見制度に興味がある人向けに周知・啓発する講座とでは内容が異なる。最終的に何人養成する必要があり、どういう人を市民後見人像として描いているかを募集の前に検討しなければならない。 |
| 渡辺委員長 | 市民後見人として活躍する人を何人受け入れられるかキャパシティの問題もある。 |
| 事務局 （佐藤主査） | 養成はしたものの活躍の場がないという事例はよく聞く。前身の拡充検討委員会でも同様の課題が出ていたが、キャパシティも考えながら養成講座の修了生に実務を経験させる受け皿を設ける仕組みを検討したい。 |
| 秋田委員 | 養成したものの市民後見人として活動の場がないときの対応や、市民後見人がトラブルを起こしたときの責任の所在について、実際に養成をしている他市の事例があれば教えてほしい。 |
| 渡辺委員長 | 養成講座を修了して名簿に登載されても、仕事がないという事例は知っている。 |
| 秋田委員 | できる限り事例研究して、他市と同様の失敗を繰り返さないようにしてほしい。 |
| 安藤委員 | 市民後見人の資格を得るためにはどの程度の研修期間が必要なのか。 |
| 事務局 （佐藤主査） | 国のカリキュラムに沿って、基礎研修で21時間、実践研修で29時間、講座としては合計50時間を想定している。必要に応じて講座を追加することもできるが、他市の例を見ると国のカリキュラムに基づいて行われているところが多い。 |

| | |
|---------------|--|
| 渡辺委員長 | 国の基準に沿って、所沢市も実施していくということで理解した。50時間の講座は何日間で行う見込みか。 |
| 事務局 (佐藤主査) | 基礎研修は半日(4時間)であれば5日間、あるいは間隔をあけて週1日程度でも考えられる。受講生が参加しやすいかたちでスケジュールを考えたい。 |
| 渡辺委員長 | 具体的な講座のスケジュールはこれから考えるのか。 |
| 事務局 (佐藤主査) | これから検討する。 |
| 渡辺委員長 | 短期集中か、ある程度期間を設けるかを検討しなければならないが、前者だと仕事をしている人の受講は難しい。基礎研修は平成27年度から実施するのか。 |
| 事務局 (佐藤主査) | 平成27年度から実施したい。 |
| 渡辺委員長 | 来年度からの実施ということなので、委員の意見を参考にし、そろそろ内容を固めていかなければならない。 |
| 田中副委員長 | 実践できる人と、教養として受講する人をいかに線引きするかが問題である。研修修了後に登録制度を設ける必要性についても議論すべきである。実践研修の講座内容は教養として受講する人には適さない。所沢市の市民後見人養成講座の全体像を固めなければならない。 |
| 渡辺委員長 | 実践研修はどのようなものを考えているのか。 |
| 事務局 (佐藤主査) | 国のカリキュラムによると、体験学習、書類の作成方法に係る講義、レポート作成等が行われることから、実際に市民後見人になる意欲がある人のみ受講してもらう必要がある。 |
| 渡辺委員長 | 実践研修の受講生が、将来的に実際に市民後見人として活躍するようになるイメージでよいか。 |
| 事務局 (佐藤主査) | 明確なイメージは持っていないが、基礎研修で区切りを設けて、年度を分けて慎重に養成を進めたいと考えている。 |
| 渡辺委員長 | 実務の研修は社会福祉法人所沢市社会福祉協議会(以下、「社協」と言う。)が受け皿になってもらわざるを得ないと思う。 |

| | |
|---------------|---|
| 事務局 (佐藤主査) | 実践研修の29時間の中に、体験学習も含まれているが、それ以外にも追加で実習を組むこともできる。 |
| 渡辺委員長 | 講座に実務経験が含まれる段階に至る前に、受講者をいかに選別していくかが問題になる。 |
| 事務局 (佐藤主査) | 実践研修では実務に関する講義を行うことを想定している。 (前回配布資料 厚生労働省作成「市民後見人養成のための基本カリキュラムについて」) |
| 渡辺委員長 | 体験実習として、受講生が後見人に同行することも含まれているが、事務局はどのように考えているのか。 |
| 事務局 (佐藤主査) | 未だ受け入れを依頼する段階に至っていない。カリキュラムを検討する際に受け入れ先も調整しなければならないが、当委員会の専門職委員にも協力を仰ぐこともあるかもしれない。 |
| 渡辺委員長 | 現に後見人をやっている専門職に協力を得ることになるか。 |
| 事務局 (北田課長) | 来年度から基礎研修を開始した後、実践研修を行うかたちで進める。現時点では、実務研修といった平成28年度の養成事業は具体化できていない。カリキュラムには社協や専門職などに協力を得なければならない部分もあり、来年度の委員会で実務研修をどのように行うか意見をいただきたい。 |
| 渡辺委員長 | 実践研修の内容については来年度に検討するとして、他市において養成後の活躍の場の調整に難航している例もあることから、養成講座について基本的な方向性や最終的な養成人数をどうするかイメージしておきたい。 |
| 事務局 (北田課長) | 市民後見人養成講座の修了生は、社協の法人後見支援員やあんしんサポートネットの支援員として実務経験を積ませることも一案である。 |
| 近藤委員 | 市民後見人として活動することを希望して基礎研修を受ける人のためにも、受講後にどのような段階で養成されるか、例えば27年度、28年度も講座を受けなければならないといった点などは、応募の段階で予め提示した方がよい。 |
| 近藤委員 | 市民後見人については、市長申立案件の後見人等候補者として選任するのか、それ以外の案件も選任するのか、事務局の考えはあるか。 |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>事務局 (石平主任)</p> | <p>市長申立に限定するのではなく、親族申立・市長申立問わず、市民後見人でも対応が可能な案件は選任することができると考えている。そうした場合、将来的には受任調整をする仕組みを検討する必要性が生じてくる。</p> |
| <p>近藤委員</p> | <p>市役所において、適切な後見人を振り分けるのか。</p> |
| <p>事務局 (石平主任)</p> | <p>先進地である品川成年後見センター(品川社協直営)では受任調整の機能を設けている。市民後見人に対するニーズを踏まえて、状況に応じて、市民後見人を選任する仕組みを検討していきたい。</p> |
| <p>近藤委員</p> | <p>市長申立は昨年度11件だが、そのうち何件程度が市民後見人に適した案件か。</p> |
| <p>事務局 (石平主任)</p> | <p>市長申立については、不動産を所有していたり、紛争性があつたりする場合は専門職に後見人候補者を依頼しているが、施設入所の契約のみが問題になっている比較的落ち着いた案件もあるので、そうした場合は市民後見人を後見人に据えることも将来的には考えられる。現段階では後見人候補者に市民後見人を選任する仕組みについて目処がたっていないが、市長申立案件も含めて市民後見人を活用できる体制を整えることが望ましいと考える</p> |
| <p>原委員</p> | <p>市民後見人養成講座に応募する人は熱意がある人である。応募者のためにも、どのような方向性で養成するかは募集前に決めた方がよい。市民後見人が後見業務全体を担うか、あるいは富士見市のように社協が法人後見する中で、一部の身上監護を担ってもらうという方法も考えられる。どのように市民後見人に後見業務を経験してもらうかを予め決めておかないと、受講生に失望感を抱かせてしまうので注意すべきである。</p> |
| <p>渡辺委員長</p> | <p>市長申立も含めた社協による法人後見の受任件数が、必要な市民後見人数の算出根拠になるのではないか。</p> |
| <p>黨委員</p> | <p>社協は現在3件の法人後見を受任している。市民後見人養成後に後見監督人を誰がやるかが問題になる。県内でも志木市で市民後見人が1名誕生したが、社協のあんしんサポートネットのスタッフという経歴を持つ者であった。色々な関係者から社協が後見監督人になれば市民後見人も受任できると言われているが、市民後見人を誕生させるには、最終的には、社協等が後見監督人になれるか否かにかかってくる。組織内部でも色々議論があるが、社協として法人後見事業を開始するにあたっては、後見監督人もある程度担うことを想定していた。何人程度、後見及び後見監督人をできるかも問題である。行政的な視点で後見監督人に対してどのくらい支援ができるかが市民後見人養成の促進に関わってくる。養成講座の開始にあたっては、スタートが大事であるのはもちろんだが、一定のところまで市民後見人第1号を誕生させるゴールを設定することも必要である。市民に向けて受講者を募集し、市として市民後見人を養成すると公言するからには、</p> |

| | |
|-------|---|
| | どのくらいの期間で市民後見人第1号を誕生させるかというストーリーが受講生にとって必要である。 |
| 渡辺委員長 | 社協の法人後見は今後どの程度の規模を見込んでいるか。 |
| 黛委員 | 来年度は10件程度の受任を考えている。長期で見ると、法人として市全体の後見を行うことは不可能なので、ある程度身上監護を中心とした人や、金銭的に非常に不自由な人など、社協として法人後見をすべき人を厳選して受任していく。そうしたことから、社協で後見を担う案件の数は限られてくるので、専門職も実習の受け皿になってもらう仕組みを考えなければならない。 |
| 渡辺委員長 | 社協は現在3件の法人後見を受任しているが、市民後見人養成講座修了生が法人後見業務の支援員になると仮定すると、1件につき1人が妥当か。 |
| 黛委員 | 現在は、成年後見支援員1人が3件を担当している。本来なら、途中退任といった不測の事態を想定し、案件1人に対して支援員が1人以上いることが望ましい。 |
| 渡辺委員長 | これまでの意見を集約すると、所沢市が市民後見人養成を募集するとなると20人程度が妥当と考える。養成講座修了後、最終段階で20人に絞るとなると、最初の基礎研修はそれ以上の規模で募集することになる。 養成講座を進めるにあたって、予め方向性を決めておかないと後々問題が生じてくる。 |
| 秋田委員 | そもそも「市民後見」がどういう仕組みかを知らない人がほとんどである。教養として成年後見制度を知りたい人もいるので、制度全般について広く周知しつつ、市民後見人の養成も進めるといふかたちをとるべきである。 |
| 安藤委員 | 私が会長を務める民生委員・児童委員協議会においては、委員の多くが成年後見制度に関する講座を既に受講したことがあるが、地域住民に対して説明ができるほど理解はできていないようである。成年後見制度の周知自体は、よくなされているものと捉えている。 |
| 黛委員 | 社協が主催する成年後見制度に係る講座参加者には偏りがある。新しい人の掘り起こしが必要である。 |
| 秋田委員 | 民生委員への周知も重要だが、市民後見人に関して言えば、広く周知した上で養成講座の紹介をするかたちをとるべきである。 |

| | |
|---------------|--|
| 渡辺委員長 | 養成講座の募集の前に、市民後見人がどのようなものかイメージしてもらうことが重要である。 |
| 秋田委員 | 市民後見人について、養成研修の前段階にオリエンテーションを設けて、多くの人に市民後見人の活動内容を分かりやすく紹介することが有効だと考える。 |
| 渡辺委員長 | 市民後見人の色々な活動場面について、A4版1ページくらいで漫画など絵と文字で市民に対して広報し、そうした活動を行うための養成講座であるということを知らせることが必要かもしれない。実際に受講してみた人の市民後見人に対する認識にずれがないように、広報の仕方を工夫した方がいい。 |
| 秋田委員 | 市民後見人については、自治会等の近所からの他薦もあり得ると思う。 |
| 事務局 (石平主任) | 成年後見制度に対するニーズは人それぞれで、そもそも成年後見制度のことを知らない人、家族に認知症の人がいて成年後見制度を利用したい人、定年退職して地域貢献を考えている人など、さまざまな対象者に応じて周知する内容を分けていかなければならない。昨年度、市民後見人をテーマに品川成年後見センターの所長を招いて講演してもらったが、市民後見人に至る前段階の成年後見制度全般に対する理解が未だ足りないと感じた。そうしたことから、成年後見制度全般の周知と並行して、市民後見人についての周知を行うかたちが望ましいと考える。実際に、来年度の市民後見人の養成に際しては、基礎研修の前段階に市民後見人の仕組みを周知・啓発することに特化した講演会の開催を考えている。 |
| 渡辺委員長 | 養成講座を開始するにあたっての周知について配慮してほしい。受講希望者は、養成講座修了後にどのような取り扱われるか気になるところである。修了生は全員登録されて市民後見人になるのか、実務を積んだ人のみが市民後見人になれるか、受講生の予定を示した上で養成事業を進めるべきである。募集人数について、選別なく受講生全員が市民後見人になり得るのか、市の明確な方針はあるか。 |
| 事務局 (佐藤主査) | 現時点では、修了生の受け皿の問題等もあり、方針を固められない状況である。 |
| 安藤委員 | 他市の状況はどうか。 |
| 黛委員 | 川越市は昨年、養成講座を開始したが、受講生全員が市民後見人になれるものではない形式をとっている。 |
| 田中副委員長 | 「市民後見人として活動するには、基礎研修と実践研修を受けることが必要である」とか、「家族に認知症の人がいて成年後見制度の知識を習得したい人も参加できる」な |

| | |
|---------------|--|
| | <p>ど、門戸をどこまで広げるかは当委員会の中である程度意見を出しておきたい。市民後見人になる意欲がある人に対しては、実践研修を受けなければ市民後見人になれないことを早い段階で伝えるべきである。</p> |
| 渡辺委員長 | <p>基礎研修で修了して、実践研修を受講しないこともできるのか。</p> |
| 事務局 (佐藤主査) | <p>来年度は、まず基礎研修を開始するが、次年度の実践研修も含めて一連の養成のサイクルになると考えている。先ほど意見をいただいた市民後見人に係る周知・啓発についても、養成講座と併せて27年度前半で実施する予定であるため、所沢市が考える市民後見人がどういうものかを検討し、受講の要件等を周知できるようにしたい。</p> |
| 渡辺委員長 | <p>基礎研修応募者には50単位全てのカリキュラムを受講してもらおうスタンスか。</p> |
| 事務局 (佐藤主査) | <p>基礎研修を修了した者に対して、自動的に実践研修も受講してもらうことは想定していない。基礎研修後、知りたかったことは学べたと満足する人もいれば、ステップアップして実務を体験したという人もいると思う。そのあたりの基礎研修から実践研修に移る過程は整理しなければならない。</p> |
| 渡辺委員長 | <p>実務体験は社協や専門職の事務所で後見業務に同行することも想定されるので、可能であれば募集段階で、「実践研修は本当に市民後見人になる意欲ある人に限って受講できる」ということを予め説明しておくべきである。</p> |
| 田中副委員長 | <p>最初から、実践研修まで受講する人を最初の段階で募集することも考えられる。</p> |
| 事務局 (北田課長) | <p>これまで出された意見を整理すると、最初の応募の段階で実践研修まで受講する人を募集するか、もしくは、基礎研修はある程度の成年後見制度の周知・啓発を主眼とし、その中で意欲・能力等により選別して実践研修に移行するか、2つの流れが考えられる。一般的に考えると、実践研修まで受講の意欲がある人に限定して受講してもらうのが最善だと思うが、その場合、受講希望者がどの程度集まるか読めない。川越市は研修を開催したところ多くの希望者がいたようなので、所沢市でも募集すれば希望者は多いのではないかと推測する。実践研修を含めて2年かけて養成講座は完結するが、基礎的な講義のみを受講したい人もいる。個人的には、実践研修まで受講できる方に限定して募集した方が良いと考えるが、委員の意見を伺いたい。</p> |
| 渡辺委員長 | <p>最初から戦力になる人だけを募集するか、最初は間口を広げて募集するかという方法論について意見はあるか。もしくは、それ以外の第三の方法があれば提案してほしい。専門職がいる当委員会で意見を出し、市民後見人養成事業を進めるにあたって参考にしてほしい。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 近藤委員 | 間口を広げて基礎研修の受講生を募集した場合、その後に市民後見人になることを希望する人は少ないのではないか。 |
| 渡辺委員長 | 4、50人が実践研修に入ることは非現実的であるが、一方で、募集の段階で人数を絞るのも難しい。最初はある程度門戸を広げ、基礎研修を受講してもらいつつ、実践研修以降は何人程度が受講できる旨を予め説明する必要がある。最初の募集の段階でアンケートをとり、各受講者なりの予定を立てて受講してもらうことが望ましい。フィルターをかけないと、社協などの市民後見人の受け皿のキャパシティが不足し、講学のため程度の意欲の人を受け入れる専門職も難儀する。 |
| 原委員 | 市民後見人が被後見人を長期間支援できるように、フィルターとして年齢制限は入れるべきである。 |
| 安藤委員 | 最初は門戸を広げたとしても、実践研修になると受講料は発生するのか、それとも無料か。 |
| 事務局 (佐藤主査) | テキスト等の資料として実費負担をお願いすることになるが、参加料を別途徴収することは考えていない。 |
| 渡辺委員長 | 養成講座をスタートするにあたって、どういうプロセスで進めるか予め示すことは重要である。本日は活発に議論してもらい、課題解決の方策について意見を出してもらった。今後も事務局から課題解決の進捗報告を確認しながら、(仮称)成年後見センターの体制整備に向けて意見をもらいたい。 |
| 事務局 (石平主任) | 事務局より、以下の予定等について説明を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・次回以降も、意見・課題等に対する取組みの進捗を報告し意見を頂きたい。 ・来年度の委員会は、年間3回開催を予定している。 ・次回の委員会では、市民後見養成講座の素案を示し、検討したい。 |
| 渡辺委員長 | では、本日の議題についてはすべて終えたので、事務局にお返りする。 |
| 事務局 (加藤主査) | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">5 . 閉 会</div> 閉会を宣言した。 |